

目 的

中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。
行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

県では、これまでも、「財政健全化指針（平成 14 年 12 月策定）」や「中期財政改革基本方針（平成 16 年 10 月策定）」に基づき、全国的に見てもトップレベルの厳しい改革を行ってきました。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取組みに伴い、今後も更なる地方交付税の削減が見込まれるなど、一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。本県財政の構造的収支不足は今後も 200 億円台後半が見込まれ、このままでは、平成 22 年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が危惧される非常事態です。

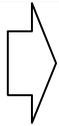
一方で、本格的な地方分権時代を迎え、自らの創意工夫と責任で活力に満ちた島根を築いていくためには、県が自主的に財政健全化を進め、この難局を乗り切っていく必要があります。

このため、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に基づき、総人件費の抑制や外郭団体の見直しなど、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組むとともに、県の行財政全般にわたる徹底した改革を行い、必要な財源の確保に努めます。

取 組 み の 方 向

一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とし、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。
具体には、概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。
平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間で集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実施します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
毎年度発生する収支不足額	260 億円程度		50 億円程度

行政の効率化・スリム化で 90 億円程度、事務事業の見直しで 50 億円程度、財源の確保で 70 億円程度収支改善を達成することを目標とします。